

輸血用血液製剤で細菌感染が疑われた事例(1月10日報告)について

1 経緯

平成19年1月10日及び2月26日、日本赤十字社から輸血(赤血球濃厚液)による細菌感染の疑い事例で患者が死亡した症例の報告があった。

2 事例

60歳代の女性。原疾患は肝疾患、腎疾患、糖尿病。平成18年12月9日に、輸血(赤血球濃厚液合計4単位2本)を受ける。12月11日、静脈血培養にてMRSAを認めた。12月16日、未明より呼吸苦増悪、午前5時呼吸促迫となり、pH6.954、乳酸8.3、B.E-28.8(血ガス)と著明なアシドーシスとなり緊急透析開始。sepsisを示す所見、血中でのMRSAを認め、病状はさらに悪化、12月18日に乳酸アシドーシスにて死亡。

3 状況

(1) 輸血された血液製剤について

- ・当該患者には、2人の供血者から採血された赤血球濃厚液を輸血。
- ・当該製剤と同一供血者から製造された2本の原料血漿及び1本の新鮮凍結血漿は全て確保済み。
- ・当該製剤2本は、採血16日目と採血20日目の照射赤血球M・A・P。

(2) 検体検査の状況

- ・日本赤十字社において、輸血血液と同一採血番号の血漿2本について、無菌試験はいずれも適合。

(3) 患者検体の調査

- ・患者血液培養では、MRSAが同定された。

(4) 担当医の見解

副作用の程度は重篤であり、本剤との関連性は可能性が小さい。輸血翌日から悪寒・発熱を発症。12月11日施行した静脈血培養でMRSA(ペア)を認め、sepsisから乳酸アシドーシスへ至り死の転帰となる。感染・炎症のfocusが、全身CT他で不明であり輸血による可能性を検討した。

4 今後の対応

今後、遡及調査ガイドラインの徹底や細菌を除去・不活化する方策の検討を進め、輸血用血液製剤と細菌感染症の因果関係を明らかにする。